

子の監護及び親権関係事件の国際裁判管轄に関する論点の検討

第1 子の監護又は親権に関する審判事件

- 1 子の監護又は親権に関する審判事件につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の審判事件を除く。）（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

- 1 子が日本に住所を有するとき
- 〔2 相手方又は事件本人である親（申立人となる場合を除く。）が日本に住所を有するときであって、日本の裁判所で審理及び裁判することが子の利益のために特に必要であると認めるとき〕

（注）離婚事件の附帯処分として訴えが提起される場合も対象とすることが考えられる。

（参考1）一読での提案内容（子の監護及び親権者の指定・変更に関する事件類型について）
子の監護及び親権者の指定・変更に関する事件類型について、次のいずれかに該当する場合に我が国に管轄権を認めることについて、どのように考えるか。

- ① 子が日本に住所を有するとき
- ② 相手方が日本に住所を有するときであって、子の住所が申立人の住所と同一であるとき
- ③ 離婚と併せて親権者を指定し、又は附帯処分として監護に関する処分をする場合には、我が国が離婚事件の管轄権を有し、かつ、子の住所が離婚事件の当事者の一方の住所と同一であるとき

（参考2）一読での提案内容（親権喪失関係の事件類型について）

親権喪失関係の事件類型について、次のいずれかに該当する場合に我が国に管轄権を認めることについて、どのように考えるか。

- ① 子が日本に住所を有するとき
- ② いわゆる事件本人である親〔（申立人である場合を除く。）〕が日本に住所を有するとき

2 補足説明

(1) 単位法律関係の設定について

今回の提案においては、単位法律関係を「子の監護又は親権に関する審判事件」と表現し、これには、①子の監護に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の3）、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件（家事事件手続法別表第二の7）、③親権者の指定又は変更の審判事件（離婚訴訟の判決によって親権者が指定される場合も含む。家事事件手続法別表第二の8）、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判（家事事件手続法別表第一の65）、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分（家事事件手続法別表第一の66）、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件（家事事件手続法別表第一の67）、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第一の68）、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の69）、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（家事事件手続法別表第一の132）が該当する。

また、子の監護に要する費用の分担に関するものについては、扶養関係事件と性質決定できるのであれば、あえて明示的に除外する必要はないとも考えられる。

以上につき、どのように考えるか。

(2) 基本的な考え方について

一読では、子の監護及び親権者の指定・変更に関する事件類型、親権喪失関係の事件類型、その他の3類型に分けて検討したところであるが、いずれの類型においても、付加的な管轄原因の要否はともかく、子を基準に国際裁判管轄を定めること自体には異論がなかったところである。

このような一読での議論を踏まえ、今回の提案は、これらの事件類型を統一的に規律することを目指したものである。もっとも、事件類型によっては、子の住所地国のみでは管轄が狭すぎるとの懸念もあり（例えば、一読におい

ては、親権喪失の審判事件等における事件本人である親の住所地にも管轄を認めるべきとの提案をしている。)、このような懸念に対応するために、子の住所地国以外の管轄原因についての規律を含め、統一的な規律が可能であるかが問題となる。

以上につき、どのように考えるか。

(3) 子の住所地国以外の管轄原因について

一読では、子の監護及び親権者の指定・変更に関する事件類型については「相手方が日本に住所を有するときであって、子の住所が申立人の住所と同一であるとき」を、親権喪失関係の事件類型については「いわゆる事件本人である親〔(申立人である場合を除く。)]が日本に住所を有するとき」をそれぞれ管轄原因として提案していたところ、いずれにおいても賛否が分かれた。

今回の提案は、一読時の提案に代えて、子の利益の観点から緊急管轄的な規律を設ける旨のものであるが、「子の利益のために特に必要であると認めるとき」との要件が抽象的であり、管轄が広がりすぎることも考えられるため、事件との関連性を担保するために、相手方又は事件本人である親(申立人となる場合を除く。)が日本に住所を有するとの限定を付している。もっとも、このような規律を設けることについては、予測可能性等の問題もあることから、亀甲括弧を付している。

なお、この点については、総論で緊急管轄の規定を設けるか否かにも関係するところである。

以上につき、どのように考えるか。

(4) 離婚の際に親権者の指定等がされる場合について

一読では、離婚の管轄権を有する国が、離婚とともにされる子の監護に関する処分又は親権者指定等の家事審判事件の管轄権を有することとすべきか否かについて、意見が分かれた。

離婚の際に親権者の指定等がされる場合としては、それが実体法上義務付けられている場合と離婚の附帯処分として許されるにすぎない場合とが考え

られることから、管轄権を認める場合であっても、両者を区別すること（例えば、離婚と同時に親権者の指定等が実体法上義務付けられている場合については、離婚についての管轄を有する国に管轄権を認め、離婚の附帯処分として子の監護に関する処分等が許されているにすぎない場合については、離婚についての管轄権を有し、かつ、子の住所が離婚事件の当事者の一方の住所と同一であるときに限って管轄を認めるなど）も考えられる。

以上につき、どのように考えるか。

(5) 親権喪失の審判の取消しの審判事件等について

一読においては、親権喪失の審判等をした国でその取消しをすることに積極的な意見があった。

今回の提案においては、子の住所地国以外の管轄原因を定めていることを踏まえ、親権喪失の審判等をした国でその取消しの審判をする管轄を認めることまではしていないが、この点については、なお検討が必要である。

以上につき、どのように考えるか。

(6) 第三者が子に与えた財産の管理の処分の審判事件について

第三者が子に与えた財産の管理の処分（一読では、財産所在地にも管轄を認める旨の提案をしている。）については、財産所在地国に管轄を認める必要がないのであれば特に問題とならないが（第2の2(1)のB案）、これを管轄原因として認めるのであれば、別に規律を設ける必要がある（第2の2(1)のA案）。

以上につき、どのように考えるか。

(7) 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件について

子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることとする。

以上につき、どのように考えるか。

(参考) 一読での議論

(1) 子の監護，親権者の指定・変更

ア 子の住所が申立人の住所と同一であることを条件に相手方の住所地国に管轄を認めることについて

- 監護親である申立人から出てくる資料によって裁判所が判断すること自体，問題が大きいので，申立人から子に関する資料が提出されることを前提に相手方の住所地国に管轄権を認めることは非常に問題がある。相手方の同意を要件とするのは，合意管轄や応訴管轄の考え方を盛り込むことになるので，消極である。
- 子の住所地国と申立人の住所地国が同一であればよいというように「住所地国」レベルで判断することになると，同一国内の全く違う地に住んでいる場合と別の国に住んでいる場合とで状況に大差はないという感じがする。
- 第三者が申し立てる場合があることを考えると，子の住所地国のみ管轄を認めることとする方が安全ではないか。
- 子の住所地国のみ管轄を認めることにすると，狭すぎてかえって迅速な裁判が得られず子の利益を害するという事態は想定されないか。
- 実務上，パスポート申請のときには親権の所在が具体的に問題になるが，親権者でなくても何らかの方法で対処することができるので，あえて子の住所地国以外に管轄権を認める必要性まで感じない。子の住所地国でない国に管轄権を認める実益があるとは思えない。
- 共同親権で親が別々の国に居る場合には親権の単独行使が認められるであろうし，単独親権になっていて親権者でない親が子と一緒に別の国にいるとしたら，それは違法に連れ去っているというだけではないのか。
- 特殊な例を想定してそのために管轄を広げることによる弊害の方が大きいと思う。
- 例えば，日本の戸籍上，父が親権者になっている場合に，日本に子名義の土地があつてそれをフィリピンにいる母が処分したいというような場合はありそうだが，そのような場合も，フィリピンで裁判を得て日本で承認されれば足りると考えることになるのか。
- 日本で解決すべき事件であつて外国では実現できないものを，適切にくくる基準があるかどうかということであれば，相手方の住所地国に限られないことになる。
- ドイツFamFG99条1項では，管轄原因として，子の国籍と常居所に加えて，子についてドイツでの保護措置が必要になる場合という受け皿を用意している。
- 結局，子の住所地国以外に管轄を認める場合でも子に着目せざるを得ないから，子についての必要性の観点から付加的な管轄原因を定められるかどうかという意見がこの場では強いということと思われる。

イ 離婚の附帯処分について

- 子の住所地国以外に子について必要性がある場合に付加的な管轄原因を認めることとすれば，離婚の附帯処分という形で管轄を認める必要はない。
- 実体法で離婚の際に親権者を指定しなければならないとされていても，それは離婚の規律ではなく親子間の法律関係の規律とみればいいから，問題は生じないのではないか。

- 離婚のときに親権者を必ず指定するというのは実体法上の要請であるのに、親権者の指定の国際裁判管轄がないから親権者を指定しないというのは、実体法よりも手続法を優先させ、実体法の利益を無視することになるから、親子関係の準拠法が要求している場合には離婚訴訟と併合して審理することができるようにする必要があるのであるのではないか。
- 親権者の指定についての国際裁判管轄がなければ親権者を指定しない離婚訴訟の認容判決というものもあり得るのではないかと。
- 実体法が実質的に変容させられる理由がよくわからない。
- 子の生活状況をきちんと確認できるところの裁判所が管轄権を持つべきというのが出発点になると思うので、親子間の法律関係の準拠法である実体法が離婚時の親権者の指定を前提としていても、離婚の管轄が日本に発生しているだけで日本の裁判所が親権者の指定について管轄権を行使すべきでないと思う。
- 離婚のときに子どもの措置を決めないで離婚をしてはいけないという実体法があるとすると、親権者の指定と離婚とを分けて別々にできるとするのはおかしいのではないかと。
- 実体法で子の親権者を決めなければ離婚できないとしていることが、どんな場合でも親権者を定めなければ離婚できないとするほど強い要請であるとは思えない。

(2) 親権喪失等

ア 事件本人である親の住所地について

- 子の財産の保護という観点からは、事件本人である親の住所地国に管轄を認める実益はありそうに思うが、子の住所地国又は常居所地国の認定の問題でもあるように思う。
- 子の保護の観点から、事件本人である親の住所地国に管轄を認めることでよいと思う。
- 事件本人である親に着目して管轄原因を定めるのではなく、子の保護に着目した形で管轄原因を定めることは考えられないか。
- 親の住所地国の方が立証しやすいのであれば、親の住所地国に管轄を認めてもよいのではないかと。
- 96年の保護条約でも、子の保護の必要性の観点から、必要なときには緊急的に管轄を認めるという考え方をとっており、親に着目した管轄原因を定めることについては違和感がある。

イ 親権喪失の審判の取消しの審判事件等について

- 親権停止も入るのであれば、その更新を認めるか否かという判断については、管轄の継続を認めた方がいいように思う。
- 親権喪失の裁判をした国以外の国でその裁判の取消しをしなければならない場合が実際にあるのか疑問がある。

第2 その他

1 子の特別代理人の選任の審判事件

- (1) 子の特別代理人の選任の審判事件につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

A案

裁判所は、子の特別代理人の選任の審判事件について、当該子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

B案

特に規律を設けない。

(参考) 一読での提案内容（子の特別代理人の選任）

子が日本に住所を有するときに、我が国に管轄権を認めるものとする。

(2) 補足説明

ア 単位法律関係の設定について

今回の提案（A案）においては、単位法律関係を「子の特別代理人の選任の審判事件」と表現していたが、これには、①嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判（別表第一の59）、②親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判（別表第一の65）が該当する。

イ 基本的な考え方について

一読では、子の住所地国に管轄を認めることについては異論がなかったが、そのほか（例えば、代理行為地）にも管轄を認めるべきか否かが議論された。

今回のA案は、一読時と同様であるが、子の住所地国以外にも、代理行為地等にも管轄を認めるべきか否かについては、なお検討する必要がある。

これに対して、今回のB案は、①嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件については、嫡出否認の訴えの裁判管轄に準ずるものとし、②親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特

別代理人の選任の審判事件については、子の監護又は親権に関する訴え又は審判事件に該当する（第1の2(1)参照）ものとして、特に規律を設けないとしたものである。

以上につき、どのように考えるか。

(参考) 一読での議論

- 特別代理人の選任の管轄については、子の住所地以外にも認める必要があるのではないか。
- 代理行為の行為地まで管轄を広げることによる弊害としては、特別代理人の要否の推定の判断がしにくくなるという点が挙げられるかと思う。代理行為をせざるを得ない程度の必要性を要件とすることも考えられる。

2 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件

- (1) 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

A案

裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について、当該子の住所が日本国内にあるとき、又は管理の対象となる財産が日本に在るときは、管轄権を有する。

B案

特に規律を設けない。

(参考) 一読での提案内容（第三者が子に与えた財産の管理に関する処分）

子が日本に住所を有するとき又は管理の対象となる財産が日本に在るときに、我が国に管轄権を認めるものとする。

(2) 補足説明

ア 単位法律関係の設定について

今回の提案（A案）においては、単位法律関係を「第三者が子に与えた

財産の管理に関する処分の審判事件」と表現し、これには、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の66）が該当する。

もっとも、これについては、子の監護又は親権に関する訴え又は審判事件にも該当することから（第1の2(1)参照）、別個に規律を設けることの必要性が問題となる（イ参照）。

以上につき、どのように考えるか。

イ 基本的な考え方について

一読では、特に異論はなかったと思われるが、財産所在地については、なお検討が必要である。

今回のA案は、財産所在地に管轄を認めるべきであるとの理解を前提に、子の監護又は親権に関する訴え又は審判事件とは別の規定を設けることとするものである（この場合、子の監護又は親権に関する訴え又は審判事件についての規律において、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件を除く旨を明記することなどが考えられる。）。提案の内容は、一読時の提案と同じものである。

これに対して、B案は、子の監護又は親権に関する訴え又は審判事件についての子の住所地以外の管轄原因（第1の2(2)参照）を超えて更に財産所在地に管轄を認める必要はないとの理解を前提に、子の監護又は親権に関する訴え又は審判事件の規律とは別に規律を設ける必要はないとするものである。

以上につき、どのように考えるか。

3 都道府県の措置についての承認等の審判事件

- (1) 都道府県の措置についての承認等の審判事件につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

A案

都道府県の措置についての承認等の審判事件の管轄権は、日本の裁判所に専属する。

B案

特に規律を設けない。

(参考) 一読での提案内容(都道府県の措置についての承認等)
我が国の専属管轄とする。

(2) 補足説明

ア 単位法律関係の設定について

今回の提案(A案)においては、単位法律関係を「都道府県の措置についての承認等の審判事件」と表現し、これには、都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件(別表第一の127)、②都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件(別表第一の128)が該当する。

以上につき、どのように考えるか。

イ 基本的な考え方について

一読では、都道府県の措置についての承認等の審判の管轄権を認めることに特に異論はなかったが、規定の仕方については、様々な議論があった。

今回のA案は、一読での提案と同じものである。

これに対して、今回のB案は、都道府県の措置については、公法的な性質を有するものであり、当然日本が裁判権を有するとの見解及び一般的な単位法律関係を想定できないのであれば、あえて規定を設けなくてもよいとの理解を前提とするものである。

以上につき、どのように考えるか。

(参考) 一読での議論

○ 都道府県の措置についての承認等について我が国の専属管轄とするとしている趣旨は、

準拠法上、行政機関が行政措置として行うものについては専属管轄とするという一般領域が想定されるということであり、それ自体はよいと考えられるが、具体的にどのような規定を設けるかが問題となるように思う。

- 専属管轄とまで規定しなくても、常に我が国に裁判権があるという規定の仕方の方が理解しやすいように思う。
- 専属管轄と規定することの意味は、間接管轄を含意していることにあるが、直接管轄の問題としては、我が国に裁判権があるとの規定で十分かと思う。